

実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」の公表を受けて

1. インタビュー「ASBJ 担当事務局に聞く～実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」について～」

47



左から遠藤和人氏、熊谷充孝氏、高野裕郎氏

ASBJ ディレクター

くまがい みつたか
熊谷 充孝

ASBJ 専門研究員

えんどう かずと
遠藤 和人

〔インタビュアー〕 FASF 企画・開示室 室長補佐

たかの やすお
高野 裕郎

2. 実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」の概要

54

ASBJ 専門研究員

えんどう かずと
遠藤 和人

インタビュー 「ASBJ 担当事務局に聞く～実務 対応報告第40号『LIBORを参 照する金融商品に関するヘッジ 会計の取扱い』について～」

1 はじめに

司 会 財務会計基準機構（FASF）企画・開示室の高野がインタビュアーを務めさせていただきます。

企業会計基準委員会（ASBJ）は2020年9月に、実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（以下「本実務対応報告」という。）を公表しました。

本実務対応報告の概要については、本特集の「実務対応報告第40号『LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い』の概要」に詳しく記載されていますので、そちらをご覧ください。そして、今日は、本実務対応報告の開発に携わった熊谷ディレクターと遠藤専門研究員に、会計基準を開発する過程での様々な話をお聞きしたいと思います。

2 金利指標改革に関する会計基準の開発の開始

司 会 金利指標改革に起因する会計上の問題については、2019年3月に行われた第35回基準諮問会議において、その内容及び基準開発の可否を含めて適時にASBJで検討を行うよ

う包括的に新規テーマとして提言することが提案されました。検討の結果、第405回企業会計基準委員会において、基準開発の可否を含めて適時にASBJで検討を行うよう包括的に新規テーマとして提言されました。

この提言を受けて、ASBJは、2019年11月に開催された第420回企業会計基準委員会において、金利指標改革に対応するために、ヘッジ会計を中心に会計基準の開発に着手しました。

このような経緯を経て、金利指標改革に起因する会計上の問題に対応するために、会計基準の開発がはじまりましたが、そもそもLIBORの恒久的な公表停止について、お二人は、どのように感じましたか。

熊 谷 LIBORについては、貸出の基準金利、社債の発行条件の決定、金利スワップ取引など、様々な取引において利用されています。このため、LIBORの恒久的な公表停止を聞いて、最初にイメージしたのは、金融機関と金融機関の取引先との間の契約に影響するのではないかとということです。

その後、関係者の方々とLIBORの公表停止について、意見交換をさせていただいた中で、私が当初イメージしていた以上に金融機関のビジネス全体に与える影響の大きさを実感しましたので、自分の認識を改めることになりました。

遠 藤 私の場合、ASBJ 出向前の業務では、毎日のように「LIBOR」という用語を目にしたり耳にしたりしていました。したがって、LIBOR が公表停止された場合の影響は、特に金融機関にとっては、契約の見直しのほか、リスク管理の方法やシステムの変更など、広範囲にわたるだろうと予想しておりました。

司 会 それでは、当初の会計基準の開発の状況について伺います。金利指標改革に起因する会計上の問題については、どのように検討を進められたのでしょうか。熊谷さんにお聞きしたいと思います。

熊 谷 検討を開始した 2019 年 11 月頃は、2021 年 12 月とされた LIBOR の廃止に対して、実際にどのような影響が生じるか、よくわからない状態で、会計基準自体を変更する必要があるかどうかともよくわかりませんでした。

このため、当初の段階で、多くのステークホルダーの方からお話をお伺いすることにより、様々な懸念があることを把握できました。ただ、関係者の方々が示す懸念が実際に必ず生じるものなのか、一部のケースにのみ当てはまるものなのか、若しくは通常起こり得ないが生じ

る可能性が否定できないという程度のものなのか、懸念が実現するかの確度の判断が難しいと感じました。

このような中、本実務対応報告では、結果としてヘッジ会計を中心とした範囲について定めることとしましたが、当初の段階では、その対象となる取引の範囲をどのように定めるのか、また、それを具体的にどのように会計基準に記載するかのイメージを持つことが困難でした。

司 会 検討の初期段階では、具体的なイメージを持つことが困難であったということですが、議論を具体化するにあたって、何かヒントになるようなことがあったのでしょうか。

熊 谷 事務局内で議論を具体化するうえで、先行して開発を進めていた米国財務会計基準審議会（FASB）と、昨年の夏に定期協議を行った際に、本件について意見交換できたことにより、様々な示唆を得ることができたことが大きかったように思います。その中では、例えば、どのような取引について特例的な処理を定めるかについて適用範囲の判断をする際の機軸（先方はガードレールと呼んでいました。）を定めていくアイデアを共有しました。この議論が参考となり、帰国後、事務局の提案の骨子づくりに活かすことができました。

司 会 同じ会計基準設定主体同士で議論するということは、日本基準を検討するうえでも大いに参考になるということがわかりました。



ASBJ ディレクター

熊谷 充孝氏

3 IASB・FASB における金利指標改革の動向

司 会 このような流れで、ASBJ において議論が開始されたわけですが、先ほども少しご発言がありましたように、金利指標改革は日本だけでなくグローバルに影響があり、国際会計基準審議会（IASB）・FASB でも会計上の問題について検討が進められていました。

IASBでは、既存の金利指標を代替金利に置き換える前の論点（フェーズ1：2019年9月最終化）と、金利指標を代替金利に置き換える時の論点（フェーズ2：2020年8月最終化）に分けて議論が行われました。

FASBでは、2019年9月に、ASU案（公開草案）を公表し、約1か月のコメント期間を経て、2020年3月にASU第2020-04号「参照金利改革（トピック848）：財務報告における参照金利改革の影響の軽減」が最終化されました。

こうした動向については、遠藤さんは、本誌第68号（2020年3月号）で「金利指標改革を巡る会計基準の動向」を熊谷さんとともに執筆されておりますが、この点について、お話いただけますでしょうか。

遠藤 このプロジェクトを開始するにあたって、小賀坂委員長からの最初の指令は「金利指標改革に関する世界中の動向を常に把握しておくこと」でした。LIBORそのものに関する知識はあったものの、金利指標改革については十分な知識がありませんでしたので、国内外における様々な情報を収集していました。

また、会計基準の開発については、IASBやFASBにおいて議論が先行しておりましたので、こちらも併せてキャッチ・アップしていきました。ヘッジ会計については、既存の会計基準について日本基準・米国会計基準・IFRSで異なっている部分があり、既存の会計基準を正確に理解するということを再度行いました。

司会 IASBとFASBの動向については、遠藤さんが企業会計基準委員会・金融商品専門委員会の審議の際に毎回説明されていたと思いますが、どのような点が大変だったのでしょうか。

遠藤 IASBとFASBの動向については、各々のウェブサイトに掲載される資料を毎回読み込み、公開されている動画を視聴したうえで



ASBJ 専門研究員

遠藤 和人氏

作成していきました。特に、IASBの審議資料のボリュームは、多い時は非常に多いので、それを公開翌日の朝に読み込むことがライフワークとなっていました。

IASBの審議では、当初公表されていた目標時期よりも議論が後ろ倒しになることがありましたが、金利指標改革そのものが進行中であり、今後のマーケットの状況や企業行動が不透明であるなかで会計基準を開発することの難しさを改めて実感しました。

4 金利指標改革に関する会計基準の開発に係る論点

司会 続いて、金利指標改革に関する会計基準の開発について、各論点について伺いしていききたいと思います。まずは、熊谷さんに、基準開発を進めるにあたって、どのような点に注意されたかをお伺いできますでしょうか。

熊谷 基準開発当初には、会計基準が決まらないとどのような金利指標に移行させるべきかを決定できないとの意見をいただきました。ただし、会計基準の開発は、通常、該当する取

引の経済実態を把握し、それを適切に反映するように会計基準を開発することが基本的な流れであって、会計基準の定めが企業活動自体を左右することは本望ではありませんでした。また、審議の過程では、詳細なルールを設けるべきだとのコメントもいただきましたが、詳細すぎる定めがその後の実務を縛ってしまうことになりかねず、悩ましい状況でした。

司 会 遠藤さんに、実際の開発において特に議論になった事項についてお伺いしたいと思います。検討において苦労した点なども併せてお話しいただけますでしょうか。

遠 藤 まずは本実務対応報告の適用範囲についてです。先ほども触れたように、日本基準・米国会計基準・IFRSで既存の会計基準が異なるため、LIBORの公表停止に対応する特例的な取扱いの内容自体が異なることは仕方ないのですが、特例的な取扱いの適用範囲については基本的にはIFRSや米国基準と合わせたほうがよいというコンセプトで議論を行いました。

ただし、適用範囲の記載をIFRSや米国基準と一言一句同じにすればよいというわけではなく、取引慣行や会計基準の体系の違いから、内容を変えていく必要もありました。適用範囲に関する基本的な考え方は同じであることを意識しながら、具体的にどのように適用範囲を記載するかが難しかったように思います。実際、この点は、本実務対応報告を公表する直前まで、企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会において議論になった点でした。

司 会 注記事項については、IFRSと米国基準で全く異なる結果となりました。IFRSではかなり細かい点についてまで注記を要求する一方、米国基準ではかなりシンプルなものになりました。日本基準の議論も含めて、どのようにお感じになりましたか。

遠 藤 IASBやFASBにおける議論では、

LIBORの公表停止に伴う対応について、会計処理として実務上の便法を認めるのだから、その内容がわかるような注記を行うべきとの意見が聞かれる一方で、詳細な注記を求めてしまうと財務諸表作成者の実務上の負担が増大し、実務上の便法を認めた意味がなくなってしまいかねず、注記も限定的とすべきであるという2つの意見が聞かれておりました。

IFRSと米国基準が異なる要求事項を定めている中で、日本基準の開発においても注記をどの程度求めるかについては難しい問題であり、様々な意見が聞かれました。結果的には、IASBのようにLIBORの公表停止に起因するリスクそのものの注記を求めず、本実務対応報告を適用しているヘッジ会計の内容に関する注記を求めることとしましたが、特に財務諸表作成者の観点と財務諸表利用者の観点のバランスを図ることの難しさを改めて認識しました。

司 会 本実務対応報告は、国際的な会計基準と異なり、2023年3月まで特例的な取扱いを認めています。この点について熊谷さんからお願いします。

熊 谷 金利指標置換後も特例的な取扱いを2023年3月まで認めた定めは、IFRSや米国会計基準にはない日本基準独自の対応となっています。この定めは、審議等で様々な方から、我が国ではLIBORの他にTIBORが広く利用されており、TIBORも後継の金利指標の候補になり得るなどの固有の状況があるため、後継の金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多いという点を踏まえて設けることになったものですが、金利指標置換後の定めが必要が日本固有の状況といえるのかどうかといった点、また、その定めを設けること自体が適切であるのかという点については、大きな葛藤がありました。

また、実際にその定めを設けるにあたって、その取扱いが長い期間にわたって適用される場

合には、有用な財務情報を提供する観点から望ましいとはいえない面があり、適用可能期間を定めることとしましたが、その期間について、どの程度市場参加者間でコンセンサスが得られるのかがわからず、この点も新たな難しさがありました。

最終的には一定のコンセンサスを得たうえで、2023年3月という時限を定めて特例的な定めを設けることとしましたが、先ほど述べたとおり、現状では不明確な点が多いため、本実務対応報告の公表から約1年後に再度確認することとしています。

さらに、IASBが公表した公開草案に対して、金利指標置換後の取扱いについて、後継の金利指標に関する市場の状況によっては、企業が金利指標を複数回変更する可能性があるため、その場合の取扱いについての議論をすべきではないかとの意見発信も行うことができ、国際的な会計基準の開発に対しても貢献できたのではないかと思います。

遠藤 IASBへの意見発信については、公開草案に対するコメントの提出後、IASBスタッフから提出したコメントについて詳しく聞かせていただけないかという問い合わせがあり、日本の市場関係者の懸念やTIBORの状況を含む日本市場における金利指標改革の状況について、IASBスタッフにウェブ会議システムを利用して直接お伝えし、意見交換をすることができ、有意義であったと思います。

5

新型コロナウイルス感染症の感染拡大と会計基準の開発

司会 本実務対応報告とは直接かかわるものではありませんが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応に伴う会計基準の開発の変化について伺いたいと思います。2020年4月には緊急事態宣言が発出され、その後、企業



FASF 企画・開示室室長補佐

高野 裕郎氏

会計基準委員会はウェブ会議となりました。加えて、FASF/ASBJ事務局も原則として在宅勤務になりましたが、その影響はどのように感じられたのでしょうか。まずは熊谷さんにお伺いしたいと思います。

熊谷 緊急事態宣言が発せられていた時期は、3月期決算の繁忙期でもありましたので、ASBJでは会計基準開発に関する審議項目を一時的に絞りましたが、金利指標改革に起因する会計上の問題は、急を要する課題でしたので検討を継続しました。ただし、企業会計基準委員会ではウェブ会議を4月から導入しましたが、専門委員会は当初は電話会議で対応することになり、事務局の提案に対して、委員の方々がどのような表情をされているかがわからず、手探りで審議を進めている状況でした。ウェブ会議に移行してからは、それほど問題は感じていません。

普段の業務については、在宅勤務での対応になりましたが、チーム内では常にITを利用し、ウェブ会議システム、チャットや電話などで対応を図りました。遠藤さんとは毎日電話で話すようにしていましたが、これまでどおりコミュ

ニケーションを図ることができ、基準最終化までたどり着くことができました。

司 会 熊谷ディレクターは、以前からチーム内でコミュニケーションを積極的に図られている印象がありましたが、在宅勤務になっても、その点は変わらなかったということです。遠藤さんは、このような状況をどのように感じられましたか。

遠 藤 熊谷さんがおっしゃるとおり、チーム内のコミュニケーションについては様々なツールを使って円滑に行うことができたと思います。一方、企業会計基準委員会や専門委員会を会議室で実施していたころは、会議中の委員のご発言の意図を正確に確認したい場合、委員会終了後に、その場ですぐに口頭で確認することができましたが、ウェブ会議ですとそれが難しく、改めてメールやお電話でお伺いする必要があったという点は、ウェブ会議ならではの難しさだったかもしれません。また、本実務対応報告は、ウェブ会議で公開草案と最終化の公表議決を行った初めての会計基準になった点も印象的でした。

司 会 普段とは違う大変さがあったものの、それを上手く乗り越えて、本実務対応報告の公表ができたということがわかりました。また、ASBJのスタッフの方々々が健康で基準開発を進められたのはなによりだったと思います。

6 基準開発に携わって良かったと思うとき

司 会 ここまで、苦労された点を中心にお話いただいたように、会計基準を開発するにあたっては、大変な面が多いと思いますが、反対に、基準開発に携わって良かったと感じられたことはありましたか。

遠 藤 現在、日本基準を国際的に整合性のある高品質な会計基準にするという ASBJ の

取組みは、収益認識会計基準や時価算定会計基準のように、IFRS や米国基準では既に完成している基準を参考に検討することが多いと思いますが、本実務対応報告は、IFRS や米国基準が開発されるのと同時並行で会計基準の開発を進めたという点が特徴的だと思います。

そのため、IASB や FASB もまさに今、興味を持って議論しているホット・イシューでしたので、先ほど発言があった FASB との定期協議や IASB スタッフとのオンライン会議で議論する機会があり、会計基準の開発に対する考え方や取組手法について、リアル・タイムでグローバルに意見交換することができたことは、大変有意義でした。

司 会 熊谷さんは、いかがでしょうか。

熊 谷 ASBJ に出向する前には監査法人で大手金融機関の監査に従事していましたが、その業務ではお話する機会のないような方々（他業種の方や学者の方など）からもお話を聞くことができるのが印象的でした。また、私のチームでは、遠藤さんを含めて他の監査法人や金融機関から出向されている方が集まっています。このため、私個人では経験していないことでも、チーム内の誰かにとっての得意分野であることがあり、こうした様々な知見を集めて一つの会計基準を作成しており、興味深い経験ができていると思います。

また、会計基準は、審議を含めた様々なコミュニケーションに基づいて作成されていますが、会計基準にはすべての取引に対する会計処理が記載されているわけではありません。自らが開発に関わった会計基準が今後どのように解釈されていくのか、心配でもあり、また楽しみでもあるところです。

7 まとめ

司 会 最後に、ASBJ事務局として活躍された中で感じたASBJでのやりがい、また、ASBJに来てみたいという方へのメッセージをお伝えいただければと思います。

熊 谷 ASBJはプライベートセクターに属し、様々な立場や意見の方が集まり公開の場で議論することで、通常では一つの結論にたどり着くことは困難な問題についても、コンセンサスを得たものを提示できる場として貴重な存在であると考えています。

ASBJでの議論で感じていることは、同じ論点であっても、立場が違う方から見ると違うように見えるということです。そのため、ASBJで活躍してみたいという方は、会計や実務についての十分な知識と理解を得ることの他に、立場が違う方々にいろいろな選択肢を提示できるように、柔軟な考え方を育てるようにしておくといよと考えています。

遠 藤 私自身は、数年前に国際会計人材開発支援プログラムに参加し、その後もASBJ

に出向したいという希望を出向元で出していましたが、実際に出向してみると、それまでASBJに対して抱いていた「日本の会計基準を開発している機関」というイメージは、一面的なものだということに気づきました。

私が感じた一番のギャップは、ASBJがこれほどまでに国際的な活動を行っているのかということでした。今回、私は金利指標改革への対応という一つのプロジェクトを通して、IASBやFASBのスタッフの方々と会計基準の開発について議論するという、監査法人では得ることができない経験をすることができました。したがって、日本基準のみならず、IFRSや米国会計基準に興味があり、国際的な業務を行いたいという方にも是非、ASBJの活動に興味を持っていただけたらと思います。

司 会 熊谷ディレクター、遠藤専門研究員、ありがとうございました。以上をもちまして、インタビューを終了いたします。

(このインタビューは、2020年10月20日に実施されました。)